

## 慣行の取扱い

慣行の取扱いについて提案する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	2 0 慣行の取扱い
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ 市民憲章については、新市において新たな憲章を制定するものとする。</li><li>・ 厚田村の栄誉村民の受章歴については、新市に引き継ぐものとし、特典については、引き継がないものとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	20	慣行の取扱い	所 管	行財政・住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・市民憲章については、新市において新たな憲章を制定するものとする。</li> <li>・厚田村の名誉村民の受章歴については、新市に引き継ぐものとし、特典については、引き継がないものとする。</li> </ul>			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 市章	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 市民憲章	新市において新たな憲章を制定するものとする。
3. 市の花・木・鳥	合併時に石狩市の制度に合わせるものとし、新市において新たな花・木・鳥の制定などについて検討するものとする。
4. 名誉市民	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
5. 名誉市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・厚田村の名誉村民の受章歴については、新市に引き継ぐものとし、特典については、引き継がないものとする。</li> </ul>
6. 宣言	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 市章 (第13回現況調書1ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
章				合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2. 市民憲章 (第13回現況調書2ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
憲 章	<p>わたくしたちは、北海道の母なる川石狩川と青く豊かな日本海にはぐくまれた歴史と伝統のまち石狩の市民です。</p> <p>わたくしたちの石狩市は、北方圏交流の海の拠点として、限りない発展が広く期待されているまちです。</p> <p>わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、力を合わせて住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>1.健康で楽しく働き、伸びゆく豊かなまちにしましょう。</p> <p>1.すすんできまりをまもり、明るいまちにしましょう。</p> <p>1.たがいにはげまし合い、助け合い、温かいまちにしましょう。</p> <p>1.きれいな海、きれいな川、きれいな空のあるまちにしましょう。</p> <p>1.未来をつくる子どもの夢をそだて、文化のかおり高いまちにしましょう。</p>	<p>わたくしたちは、豊かな自然にはぐくまれ、その厳しさにきたえられ、たくましく、伸びゆく厚田村の村民です。</p> <p>1 夢をもって、元気で働き、豊かなまちにしよう。</p> <p>2 きまりを守り、肩くみあって、住みよいまちにしよう。</p> <p>3 自然を愛し、教養を高め、文化のかおるまちにしよう。</p>	<p>わたくしたちは、洋々とした日本海と深い緑に包まれた、美しい自然のなかに生きる浜益村民です。</p> <p>開村100年を迎え、きびしい北海の荒波にたくましく生きぬき、開拓にあたった先人の偉業をうけつぎ、未来の発展をねがって、この憲章を定めます。</p> <p>－ 自然をたいせつにし、美しい村をつくります。</p> <p>－ 心とからだをきたえ、健康で明るい村をつくります。</p> <p>－ 仕事に誇りをもち、力を合わせて豊かな村をつくります。</p> <p>－ 教養をふかめ、文化のかおり高い村をつくります。</p> <p>－ 未来に夢をもち、若さあふれた村をつくります。</p>	<p>新市において新たな憲章を制定するものとする。</p>

3. 市の花・木・鳥 (第13回現況調書3ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
花・木・鳥	市の花 「ハマナス」 市の木 「ナナカマド」	村の花 「シバザクラ」 村の木 「トドマツ」	村の花 「はまなす」 村の木 「さくら」 村の鳥 「ごめ」	合併時に石狩市の制度に合わせるものとし、新市において新たな花・木・鳥の制定などについて検討するものとする。

4. 名誉市民 (第13回現況調書4ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
名誉市(村)民	<p>(推挙の基準) 本市の市民であるか、又は市民であった者で行政経済、文化の興隆に寄与し、功績があると認められた者</p> <p>(称号の贈与) 名誉市民の称号を贈る</p> <p>(特典又は待遇) 議会の議決を得て必要と思われる特典又は待遇を与えることができる。</p>	<p>(推挙の基準) 本村の住民で、行政、産業、経済の発展、教育、文化の興隆、その他村民の福祉増進に貢献し、功績があると認められた者</p> <p>(称号の贈与) 名誉村民の称号、賞、名誉村民章を贈る</p> <p>(特典又は待遇) 次の特典又は待遇を与える ・公の式典へ参列すること ・終身年金を支給すること ・その他必要と認める特典又は待遇を与えること</p> <p>(死亡時の特典又は待遇) 次の特典又は待遇を与えることができる ・弔詞・弔花及び弔慰金を贈ること ・村葬を行うこと</p>	<p>(推挙の基準) 村民又は村民であった者で、社会文化の興隆、村の自治発展に寄与し、功績があると認められた者</p> <p>(称号の贈与) 名誉村民の称号、名誉村民章、略章を贈る</p> <p>(特典又は待遇) 次の礼遇をすることができる ・終身年金を支給すること ・その事績を永く伝える方途を講ずること ・村の施設の使用についての特典を与える ・栄誉を維持するための特典を与える ・その他適当と認める礼遇</p> <p>(死亡時の特典又は待遇) 次の礼遇をする ・弔詞・弔花及び弔慰金を贈る ・その他適当と認める礼遇</p>	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5. 栄誉市民 (第13回現況調書5ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
栄誉市(村)民	<p>(推挙の基準) 親善、その他の目的で市に来訪した外国人や市民以外の者のうち、市の賓客として特に認められた者 (称号の贈与) 栄誉市民の称号を贈ることができる 栄誉市民賞、記念品を贈呈する。 (公表) 市広報に登載して公表する (登録) 栄誉市民台帳に登録する</p>	<p>(推挙の基準) 本村の行政、村民の福祉の発展、本村の宣布に貢献し、儀礼顕彰の必要があると認められた者 (称号の贈与) 栄誉村民の称号、賞、栄誉村民章を贈る  (特典又は待遇) 次の特典又は待遇を与えることができる ・公の式典への参列すること ・その他必要と認める特典又は待遇を与えること (死亡時の特典又は待遇) 次の特典又は待遇を与えることができる ・甲詞・甲花及び甲慰金を贈ること ・村葬を行うこと</p>	該当なし	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 厚田村の栄誉村民の受章歴については、新市に引き継ぐものとし、特典については、引き継がないものとする。</p>

6. 宣言 (第13回現況調書6ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
宣 言	<p>暴力追放都市宣言 平和都市宣言 スポーツ健康都市宣言 防犯都市宣言</p>	該当なし	<p>暴力追放の村宣言 恒久平和宣言</p>	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>